

令和7年度 第1回伊予市参画協働推進委員会 会議録

【日 時】

令和7年7月7日(月) 10:00~11:30

【場 所】

伊予市役所 3階 庁議室

【出席者 ※敬称略】

- 伊予市参画協働推進委員会 委員(7名)、
前田真、武内英治、亀井慎滋、岡田有利子、冨田敏、加藤翔大、川西あゆみ

- 事務局(9名)
伊予市(武智邦典)
企画振興部(向井功征)
地域創生課(松本宏、丸本竜士、二宮誠二、松本恵子、森田清延、三谷真鈴、神山大樹)

- 傍聴者(0名)

【次 第】

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 委員長及び副委員長の選出について
- 6 議 題
 - ア 伊予市自治基本条例の説明について
 - イ 前回答申に対する伊予市の取組内容について
 - ウ 今後の予定について
 - エ 伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金について
 - オ 双海地域の翠地区での活動状況について
- 7 その他
- 8 閉 会

【内 容】

(事務局)

ただいまより、令和7年度第1回伊予市参画協働推進委員会を開催させていただきます。本委員会は、審議会等の委員の公募並びに会議及び会議の公開に関する規則に基づき、会議の傍聴というのを認めており

ます。また、同規則に基づき会議録を作成するため、会議中の発言を録音させていただくとともに、記録用の写真を撮影させていただきますので、ご了承ください。

なお、記録をする上で、会議中の発言につきましては、音声を拾いやすくするため、挙手をいただきましたら、事務局の方がマイクをお持ちさせていただきますので、マイクを通じて発言していただきますようお願いいたします。本日は、傍聴者はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

(事務局)

それでは、委員に選任させていただきます8名の方に委嘱状の交付を行います。お一人ずつお名前をお呼びしますので、その場にご起立いただき、市長から委嘱状をお受け取り下さい。武智市長は、補助者とともに机の内側へお入りください。

(当日出席委員7名の委嘱状伝達)

(事務局)

ありがとうございました。続きまして会の開催に当たりまして、武智市長よりご挨拶申し上げます。

(市長挨拶)

皆さん、改めましておはようございます。本日、皆様方におかれましては、何かしらお忙しい中とは存じますが、伊予市参画協働推進委員会に御出席いただきましてありがとうございます。伊予市では、平成22年に「伊予市自治基本条例」を制定し、住民の皆さまと共に築くまちづくりを進めてまいりました。当条例は、本市において「市民が主体のまち」を実現するための基本となるものでございます。全国的に見ても、このような条例を定めている自治体は昨年4月時点で409団体、全体の約22%にとどまり、先進的な取り組みと言えます。

しかしながら、条例を「作ること」が目的ではありません。大切なのは、「今の時代に即した条例として機能しているか」「まちの課題に込れているか」を常に見直し、活かし続けていくことです。

そのためにこそ、本日設置するこの推進委員会が重要な役割を担っており、皆さまには、関係団体の構成員として、また一人の市民として、率直かつ建設的なご意見を賜りたいと考えております。

ただ、先ほどの自治基本条例というものは、伊予市の未来を進めていく上でもありますが、様々な縛りもあり窮屈な部分もありますが、合併して20年の歳月が流れましたが、住民自治されだにの1つしか市内にございません。そのようなことを含めながら、今後取り巻く環境の転換点でございますので、伊予市も「誰一人取り残さない・置き去りにしない」、また、「3万人程度が住み続けられる自治体」という位置づけの中で、この人口減少・超高齢化社会、コロナ禍を経た人と人との距離感の変化というのを課題が多様に渦巻いていますことが現実でございます。

また、市内では近年、地縁に基づく従来の自治活動に加え、環境活動や学び、趣味など、テーマに共感して集う「新しいコミュニティ」も広がっています。こうした新旧のコミュニティをどのようにつなげて相乗効果を発揮させるかが課題でもございます。

こうして話すことは簡単ではございますが、本当に伊予市が「3万人程度が住み続けられる自治体」を築くことができれば、伊予市のポテンシャルを考えれば、3万1人、2人と人口増加の自治体にできる可能性もあ

りますので、今日ご参加の皆様方のお力が本当に必要でございます。行政の力では限りがございますので、皆様方の培ってきた知恵やアイデア、そして含蓄のある御意見を賜りながら、伊予市の施策に全力で取り組んでまいりたいと思います。

結びに、皆さまの御健勝と御活躍を心より祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、今回は、委嘱後初の委員会でございますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。順番は●●委員から時計回りでお願いします。なお、事務局につきましては、委員の自己紹介終了後に行います。

(委員全員の自己紹介)

(事務局)

続いて、事務局の方から自己紹介させていただきます。

(事務局全員の自己紹介)

(事務局)

それでは、本日お配りしています資料の確認及び当委員会の説明を行います。まず、最初に資料の確認をいたしますので、お手元の資料5点をご覧ください。「冊子」、「冊子(資料編)」、「伊予市自治基本条例の見直しについて(答申)」、「伊予市協働の指針(令和元年12月策定)」、「伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金追加募集チラシ」となっております。資料が不足している方がおられましたら挙手をお願いします。なお、冊子(資料編)につきましては、次回の会議以降は印刷を省略したいと考えておりますので、任期中はお手元で保管願います。

(事務局)

次に、当委員会につきまして簡単にご説明いたします。

本委員会は、伊予市自治基本条例第26条にございますように、市民の参画と協働に関する次の事項を調査協議するために設置されるものです。「1.この条例の施行状況及び実態把握に関すること」、「2.この条例の見直しに関すること」、「3.その他市民の参画と協働の推進に関すること」、以上の3点でございます。

また、同条3項には、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めると記載していますが、それについては、お手元の資料編P72の「伊予市参画協働推進委員会規則」に記載しておりますので、ご覧ください。規則の第2条のとおり、当委員会は市民団体の関係者や公募による市民など8名以内で組織されることとなっております。今年度伊予市ホームページで、公募による市民を募集させていただきましたが、市民公募者はおられませんでした。

そのため今期の委員につきましては、冊子資料P3に記載の全8名のメンバーにて実施させていただきます。

す。

次に、第2条の2に記載の委員の任期でございますが、委嘱の日から翌年度の3月31日までとなっております。皆様には、令和8年度末である『令和9年3月31日』まで、お力添えのほどよろしく申し上げます。

また、第3条の委員長・副委員長の選任につきましては、この後、委員の皆さままで互選していただきたく存じます。後ほど、お時間を設けたいと思います。

最後に、委員報酬についてご説明いたします。

市の審議会等におきましては、「伊予市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、委員の皆さまに報酬をお支払いすることになっております。本日の委員の皆さんの日額は5,700円でございます。後日、市役所に登録されております口座にお支払いさせていただきたく存じます。

以上、簡単ではございますが、委員会の趣旨及び組織についてご説明させていただきました。

(事務局)

それでは、続いて委員長及び副委員長の選出を行いたいと思います。

冊子資料のP2をご覧ください。先ほども触れましたように「伊予市参画協働推進委員会規則」第3条により、委員会には委員長及び副委員長をそれぞれ1名置くことになっており、委員の互選によって定められるものとなっております。

委員長及び副委員長の選任について、各委員の皆様、ご意見はございませんか。

(●●委員)

事務局にお任せします。

(事務局)

ありがとうございます。ただいま事務局一任の発言がございました。

事務局といたしましては、市の審議会や委員会等にも数多くかかわっていただき、幅広い知見や豊富な経験をお持ちの「前田 眞 様」を委員長に、副委員長には、前々回の本委員会の委員長や他の審議会の委員長などの役職を担われ、当会の運営にも豊富な経験をお持ちである「武内 英治 様」にお願いしたいと思いますが、お二人ともいかがでしょうか。

(委員拍手により賛同)

(事務局)

ありがとうございました。

皆さんの同意を得ましたので、前田委員長、武内副委員長に就任をお願いしたいと思います。これから席をご用意しますので、少しお時間をいただきます。

(座席移動)

(事務局)

お待たせしました。それでは、就任にあたり代表して前田委員長に一言、ご挨拶をいただければと思います。

(委員長)

皆さん、改めておはようございます。前に引き続き委員長に就任させていただきました前田真といいます。進行不慣れではございますが、皆さんの御協力を得ながら円滑に進めていけたらと思います。今日は7月7日で、2018年の豪雨災害があった日です。本当に多くの方が亡くなり、大変な災害だったなあと覚えております。その時にも住民自治というか、住民の力が役に立った、コミュニティの強さが際立っていました。そういうものを普段から培っていかないといけないと思います。そのものを当委員会でも進めていけたらと思います。拙い進行になると思いますが、よろしくお願いします。

(賛同の拍手)

(事務局)

ありがとうございました。それでは、伊予市参画協働推進委員会規則第4条に基づき、前田委員長に議事進行をお願いしたいと思います。前田委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、進行をしていきます。今日の議題は主に5つあります。基本条例に関する考え方と、前回しました答申に対する伊予市の取組内容についてみなさんに説明があらうかと思えます。そして今後の予定です。伊予市ががんばる地域コミュニティ応援事業費補助金を市が実施していますが、1回目を行い、2回目について予算が余っておりますので、再度募集してはどうかとの提案もあり、そのような説明があるのかなと思います。最後に、双海地域の翠地域での活動状況について報告があるのかなと思います。皆さんの忌憚のない御意見を出していただきたいと思えます。

では、最初に、「伊予市自治基本条例について」事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

かしこまりました。冊子資料の4ページをご覧ください。伊予市の自治基本条例について説明申し上げます。先ほど武智市長の挨拶にもありましたとおり、令和6年4月1日時点で、全国で409団体、全体の約22.9%の自治体が制定しております。県内では四国中央市、久万高原町、愛南町、伊予市の4市町でございます。冊子の1ページ目をご覧ください。初めて見られた方もおられるかもしれません。全ての条文の読み上げはいたしません、前文については、委員の皆様にご理解いただきたいと思えますので、読上げさせていただきます。

私たちのまちは、平成17年4月1日に伊予市、中山町、双海町の1市2町が合併して、愛媛県の旧国名「伊予」という美しい郷土の名称を受け継いだ新しい「伊予市」として誕生しました。愛媛県のほぼ中央に位

置し、四国山地の緑豊かな山々とおだやかで美しい瀬戸内海に面した好条件の下、古くから開けたこの地域は、先人の英知と努力によって豊かな自然が守られ、政治、経済、文化の要所として発展してきました。

今、私たちには、恵まれた自然環境と歴史、文化を継承、発展させ、すべての市民が安心して快適に生活できるように自治体のあり方を見直し、市民、市議会及び執行機関が協働して、時代に即した地域社会を形成することが求められています。そして、少子高齢化が進展し生活環境が激変する中、市民一人ひとりが、これまで以上に自治の主体としての責務を自覚し、「自らの地域は自らの手で築き上げる」という意思と責任を明確にするとともに、市民自らが考え、共に助け合い、行動する住民自治のまちづくりを推進していかなければなりません。ここに、伊予市の目指す住民自治の理念や基本的な仕組みを明らかにし、参画と協働のまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。

こちらは伊予市が定める最高規範として、他部署が定める条例や規則も、当条例の目的に則った上で作成することが求められています。

冊子の4ページをご覧ください。28条ある条文をまとめています。条例の基本理念としましては、「市民・地域が主体的に行動する」「地域の特性を生かす」「議会・行政と市民が補完しあう」「情報共有・市民参加を重視する」こちらの4点となっております。

次に、市民の定義です。一つ目に「居住者」、市内に住所を持つすべての方で、こちらはイメージしやすいかと存じます。二つ目に「通勤・通学者」、市外から伊予市へ通勤・通学する方もこの条例では市民として取り扱っています。続きまして、「市民団体」です。市内で活動する非営利組織やNPO団体なども市民として位置づけています。最後に「事業者」、市内で事業活動を行う企業や団体も市民でございます。居住者だけなのかなと思われがちですが、この4つで構成されております。

続きまして市民の権利と義務、市民の皆様におかれましては、まちづくりに参加して自由に、そしていろいろな場所で提案できる権利を持っております。二つ目に姿勢に関する情報を知り、共有する権利を持っています。三つ目に公共サービスを平等利用。四つ目に自治への責任と協力、伊予市の自治の担い手として責任を持ち、互いに協力する責務を掲げています。

議会の権能と責務についてです。市の議決機関として、公開性、公平性、透明性の確保、市民意見の聴取が求められています。

中段、市長と職員の責務です。まず、市長の責務としまして、市の代表として条例理念の実現に向けたリーダーシップをとっていただき、市政運営の年次報告の実施、職員の能力開発と育成、そして、市民との対話の推進を掲げています。次に、市職員の責務ですが、全体の奉仕者として専門知識と能力の向上、市民に対する誠実な対応、効率的で効果的な職務遂行、市民目線での行政サービスの提供が挙げられます。

下段ですが、参画と協働の仕組みについてです。三番目の住民自治組織ですが、地域の住民自らが一定の区域を単位に設立し、「住みやすいまちをつくる」ために、計画を立てて自主的に活動する組織です。後ほどご説明します。四番目に協働活動拠点、市内で5箇所ございます。こちら後ほどご説明します。五番目、伊予市参画協働推進委員会ですが、条例の施行状況について協議し、5年を越えない期間で市長に意見するものとなっております。資料で配っております答申、こちら当会で令和6年度に話し合った内容を市長に答申したのとなっております。

以上、重要なところを表に整理いたしました。事務局からの説明は以上です。

(委員長)

先ほどの事務局からの説明について、詳しく聞きたいなどご意見がありましたらお願いします。

基本的な枠組みですので、すごくきれいなことが書いてあります。どこまで実行力を持つかが本当に大事な部分かなと思います。特に無いようでしたら、次の議題に進みたいと思います。

続いて、今後の伊予市の取組についてです。前回答申をしました。結構辛口なご意見もございました。何をやっているのかということも少しあったかだと思います。その辺も含めて、前回答申に対する伊予市の取組について事務局に説明を求めます。

(事務局)

かしこまりました。それでは6ページをご覧ください。前回答申に対する今後の伊予市の取組内容について説明申し上げます。「1. 住民自治組織の改善」「2. 協働推進拠点の改善」「3. その他」について、見開きでまとめております。3つまとめて私から説明申し上げます。

はじめに、「住民自治組織の改善」につきまして、新しく委嘱された委員の方もおられますので、改めまして伊予市の現状をお伝えします。市内では1組織、住民自治されだに、亀井委員が代表をされておられます。2008年(平成20年)から組織されています。また、住民自治組織の認定要件としましては、資料編8ページに記載がありますように、まちづくり計画の策定、まちづくり計画に基づく地域自治活動の実施、構成員として約200人以上、運営や活動に関する規約の制定、小学校単位を基準とすることなどがあります。

また、資料編16ページのとおり、住民自治組織対象の補助金、まちづくり交付金についてです。基礎交付金分・加算交付金分は記載のとおりです。参考までに今年度の住民自治されだにからは、基礎交付金分として144,200円、加算交付金分、参画協働推進加算として400,000円で申請をいただいております。

そして取組内容についてですが、双海地域の翠地区をモデルに住民自治活動を支援しています。集落支援員の森田、翠地区で実際に活動している川西委員にもお越しいただいております。次回が第12回になっております。

他地域においても対話を通じた持続可能な地域活動の支援の在り方を検討しているところで、中山地域でも集落支援員の導入の検討であったり、伊予地域でも組織化の話が挙がっていたりしますので今後検討していきます。

また、先進地の視察や研修会の開催にも取り組みます。6ページ下段の写真は今年4月に委員長が市職員向けに勉強会をしていただいたものです。市側のスキルアップや体制強化にも努めてまいります。

続いて、「協働推進拠点の改善」についてです。

現状としまして、市内で自治支援センターは市内で5箇所を設置されております。伊予市役所、中山・双海両地域事務所、佐礼谷支所、下灘支所。そのうち、兼務を含む地域創生課職員が配属されたセンターは3箇所です。市役所以外は使用料が発生し、市民認知度も低く、使用の際には申請が必要です。また、Wi-Fiは

市役所でしか使用できません。

そのため伊予市の取組内容としまして、現状にそぐわない住民活動コーナーについては廃止を検討します。住民自治活動に該当する活動時に公民館などの公共施設の使用料を伊予市が負担することを検討します。総務課では広報区長や広報委員が公共施設などの会議室を広報業務で使用する際に、総務課が負担していることもございます。

三つ目です。昨年度、翠地区から地域担当職員の要望がございました。人事異動があつて担当が変わるよりも地域担当職員がいたほうが、地域としてもありがたい。他地域での住民自治組織立ち上げ等の際に道標になるとの要望があり、元地域創生課職員が、無償ではございますが、実証的に参加しています。他地域でも要望があつた際に、関係部署と協議しながらスムーズに対応ができるよう準備したいと思います。

駆け足となりましたが、事務局からの説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。前回答申は皆さんのお手元にあるかと思いますが、それに対する取組の説明がありました。皆さんからご意見があればお願いします。

(●●委員)

質問ですが、先ほどの7ページに記載の「住民自治活動に該当する活動」の際に、公民館などの使用料を負担することを検討するとありますが、住民自治活動とは、6ページに記載の住民自治組織の人数要件 200人という点と合致していないといけないのでしょうか。もっと小さい規模での活動でも対象になりますか。

(委員長)

事務局の皆さん、いかがですか。

(事務局)

あくまで住民自治組織の分については、住民自治組織の人数要件は原則 200 人以上となっておりますが、活動される際には 200 人以上いなくても構いません。小さい単位の利用も想定しております。住民自治組織を立ち上げるに当たっての事前会議であつたり、計画を作るための会議であつたりもあろうかと思えます。そういった場合の利用でも支援をしたいと考えております。

また、住民自治活動支援規則、資料編8ページに記載しているような住民自治活動、個別具体的な話になるかと思いますが、内部で基準を設けて申請処理対応したいと思います。

(委員長)

その辺が曖昧でなく、誰が認定するのも含めて分かりやすい表記をしていただく必要があります。具体的に例示をしながら、誰が認定するか、地域創生課に申請するのでしょうか。

(事務局)

今の点につきましては、住民自治組織の立ち上げに際して当課が今支援しています。今後そういった形で、いろいろな場所で、南伊予でもそんな話があったりして活動拠点となるところは、南伊予で言うと上野地区公民館が該当するのかと、伊予幼稚園の跡地も使いたいという地域の声もありますので、そういった声を聞いていく必要があります。地域性がそれぞれあり、伊予市も6つのエリアがございまして、それぞれ違います。中山であれば構造改善センターがあるような地域、双海はそれぞれ集会所が自治公民館の形になっています。翠校区は勉強会を翠小学校で実施しています。地域によって使う施設が異なります。住民自治組織を立ち上げていこうという団体に対して、場所の設定とかも含めて相談に応じていきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。富田委員、よろしいでしょうか。

(●●委員)

はい。つまり200人以上でなくてもグループを作ろうという活動でも対象になりうるということでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

まずは、地域創生課に相談してください。グループを作りたいという相談からスタートになりますし、相談が受けやすい形ができていけたら良いと思います。スタートアップの支援がやはり必要ですので、きめ細かくしてもらえたらと思います。ほかにありませんか。

(市長)

権限を渡すとするれば、全て松本課長に相談するよりは地域事務所長が双海・中山にいるのでそちらに相談してください。どんなことでもではなく、麻雀したいから貸してほしいとかいう人はいませんので、こんなことをしたいということが、いずれは住民自治組織に繋がります。自治基本条例を制定する際、私は市議会議員でしたが、大反対しました。やるということになりましたのでやりますが、基本的にはある程度の優遇措置を取らないと上手くいきません。ですので、20年間経っても「住民自治されだに」しかできていません。臨機応変にやって、報告・連絡・相談はちゃんと上げる必要がありますが、決定権を全て市長や課長が持つのではなく地域事務所長に持たせることも必要になってくると考えます。

(委員長)

ありがとうございました。その辺も含めて今後検討してもらえたらと思います。他にありませんか。

(●●委員)

施設の件ですが、今無償で使わせてもらっておりますが、月曜日は使用できないようになっております。理由のはっきりしませんが、決まりだからという理由でして、困っております。

(事務局)

生活改善センターでしょうか。

(●●委員)

はい。

(委員長)

事務局、回答できますか。

(事務局)

確認させてください。

(委員長)

管理、鍵や運営の問題もありますが、地元任せられるところでもあるのかなと思います。

(●●委員)

これまでの流れが分かっていないので基本的な流れを質問させてください。

住民自治組織ではない、住民自治組織のような団体、例えば自治会とかへの、支援は、金銭的にも含めてありますか。

あと、200人という要件について、200人というのはどういう想定でしょうか。

最後に、何がネックで1箇所しか住民自治組織が無いのかについて、どうお考えか教えてください。

この3点お願いします。

(市長)

この後面会がありますので、1点だけ触れて退室いたします。

この200人というのは学校区(単位)で住民自治を作ることがありまして、それで佐礼谷小学校という学校があって、住民が200人以上おりました。その枠組で今話に上がっております翠小学校区、そして伊予小学校区、5部落で人口7000人弱おられますが、郡中地域という町場の地域では、1000人規模の小学校もある地域で学校区では現実的ではないと考えます。規則を変えないかぎり、広がりはないでしょう。しかし、まずは「翠地区」や「南伊予」ということを考えていかないとはいけません。200人という規定はいずれ直していきたいと思っています。

それと上野地区公民館というものがありますが、伊予病院がある八倉、私が住んでいる宮下、上野、上三谷、下三谷などがあります。たとえば宮下の集会所において、集会所を使う際に区長会で使う、地元の評議委員会で使う際は無償です。ただ、習字教室など営利目的は、集会所単位で違うかもしれませんが、使用料をもらっています。今後、住民自治というものを住民と本格的にやっていくのであれば、委員長もおっしゃいましたが、自治基本条例は「絵にかいた餅」なんです。実現に向けて取り組まないと1箇所のみになる。

(委員長)

いかがでしょうか。

(●●委員)

そういった数字に拘るかどうかで、条例も変わってくるのでしょうか。

(●●議長)

ネックになっている部分はなにかという指摘もございましたが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

実は私が双海地域事務所にいる際に、下灘地区で住民自治組織を検討した際に、地元と意見交換をしました。双海の特徴として、自治公民館の位置づけが強かったです。そして自治基本条例がなぜ200人に縛っているのかと、もう少し小さい単位にしてもいいと思いました。集落単位か学校単位か議論がありました。それぞれの集落で活動しているのに、どうして行政が縛りを作ってやっているのかと思いました。そんなことよりも地域住民が自分たちのやりたいことを自分たちがお金を出し合っている自治公民館活動で十分ではないかという意見が強かったように覚えています。下灘地区はそのような意見であったため組織結成にはなりませんでした。

なかにはそのような意見を危惧する方もおられたのでまちづくり学校の活動もしましたが上手くいきませんでした。今、翠小学校単位で、集落支援員制度を使って森田先生にも協力いただいて、子どもを含めた全戸アンケートを実施しました。私が言ってよろしいか分かりませんが、「組織ありき」ではなく「住民が団体をほしい」と思わないと組織化は難しいと考えます。久万高原町でも西条市でも組織化の動きはありました。西予市も全地区、公民館単位で組織化されている実情もありますので、何かしらのタイミングで動く必要はあります。

地域創生課も人事異動に伴い、委員長を招いた住民自治に関する職員向け勉強会を開催しました。今後は公民館とも連携した職員研修も実施したいと考えております。実際に公民館職員を、西予市とか西条市の方も連れて行ってどうあるべきか考えるような過渡期が来ているのかと思います。昨年、当委員会の開催数が少ないというご意見もいただきましたが、内部でも地域担当職員が本当に必要か、働き方改革はどうするのかなどといった意見のすり合わせなども行っていますが、委員の皆さんからご意見をいただけたらと思います。

(委員長)

今後、住民自治組織の数をどう増やしていくのか、必要性など皆さんで議論して進めていけたらと思います。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(●●委員)

地域担当職員の導入についてありましたが、どのようなことをされていますか。

(事務局)

今、実証的に導入している地域担当職員は、翠地区で2か月に1回、小学校のランチルームで行っている翠地区意見交換会に出向いて、行政と地域をつなぐコーディネーターの位置づけになろうかと思います。

(●●委員)

住民自治組織設立のための意見交換会に参加し、課題などを話し合っているということでしょうか。また、佐礼谷地域でも活動する際に担当職員をつけていただくことは可能ですか。

(事務局)

組織化の話について、意見交換会で2回ほど話に挙げております。課長の言葉にもあったとおりこちらから組織を作りなさいというわけではなくて対話を通じながら検討しています。住民自治組織が良いのか、それに順ずる地域活動を行う任意団体が良いのか、そういった話をすすめる中での調整役が地域担当職員です。

地域担当職員の要望については、翠地区もそうですが、地域から要望書を受け付けましたのでそのような対応をしたいと思います。

(事務局)

併せて公民館との連携について、地域によっては貸館業務しかないところもございます。公民館に地域担当職員を置くことも検討する必要がありますし、佐礼谷の公民館も視野に入れる必要があります。今回は地域創生課にいた関木がもともと担当していた業務ってこともありますが、意欲的に参加してくれています。

地域創生課だけでは解決せず、人事担当部署とも協議が必要です。ボランティアで良いのか、西予市のように賃金を出すべきか、全域的に対処ができる方法を検討していきたいと思います。

(委員長)

地域担当職員を導入する自治体は増えてきています。私が携わる西予市の体制では、地域づくり組織ができる前に公民館主導で公民館主事の方が地域担当職員の役割を担っていました。その背景としては、以前は公民館と地域づくり組織を併用して実施していましたが、公民館主事がコーディネートしながら10年ほど携わっていました。そのようなことを経て、地域づくり組織で自走できそうだなという形になって、公民館を廃止して地域づくり活動センターに位置づけました。

西予市で問題になったことは、職務かボランティアか曖昧になったことです。住民にとっては職務出来ているだろうと思われるが、職員的にはボランティアでやっているという意識になっていたこともありました。このすみわけをどうするかいま議論されています。アイデアとして、着用している衣服などで区別することが挙がっています。

他にはいかがでしょうか。

では私から質問です。利用しづらい住民活動コーナーの廃止がありますが、これは使われていないからいらぬという認識によるものでしょうか。

(事務局)

双海地委事務所は、旧の助役室で奥の部屋になっていて、人が全然入れる場所ではありません。中山地域事務所は会議室が倉庫のような状況になっていると聞いております。使用料もとっております。本当に貸出できるのかという懸念もあります。であれば、実際使っている会議室もありますので、気軽にそちらを使ってもら

えるようすることが望ましいと思っています。条例の改正も視野に入れてやっていきたいと思っています。

(委員長)

わかりました。

(●●委員)

私は私設図書館をやっていて、いろんな人が来られます。協働活動拠点についてお聞きします。

地域でこういう活動をしたいけど、どうすればよいだろうか。誰に言えばよいだろうかという意見をよく貰います。その時にふと思ったことが、市役所への前段階と言いますか、そういう場所があればいいなと思って思っています。そういった考えというのは住民自治だと思えますが、いきなり市役所に相談に行くことはハードルが高いと感じられると思うので、私のところに相談が来るのだと思います。

私は市役所の部署などを紹介したりするのですが、市役所の前段階で共有できる場があれば思いました。具体的なイメージとしましては、がんばる地域コミュニティ応援事業補助金の交流会のようなイメージです。本来であれば協働活動拠点、自治支援センターが担うのだと思います。そしてそれらは「場所」ではなく「人」であってほしいと思います。相談できる「人」がいてくれたらうれしいです。無料で使える場所としての周知ではなく、毎月第何曜日に来ると話を聞いてもらえる、回答ではなく話を聞いてもらえるのが、拠点としてありがたいなと思います。

(委員長)

ありがとうございました。先ほどの点で、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃるように法令ではセンター長や職員が配備されなくてはならず、市役所に言いに行く前に相談できる場や人づくりが求められますが、現時点では機能していません。

他自治体では地域担当職員が地区の常会や総会に出て、地域のニーズを把握したり市職員に取り次いだりしていることもあるようですので改善に向けて進めたいと思います。

(事務局)

補足します。自治支援センターという位置づけは、場所というよりも住民自治組織の伴走支援をするための機能です。情報発信不足でしたので、相談員のことも含めて検討していきたいと思っています。

(委員長)

翠小学校で取り組まれていると思いますが、地域からの相談先のような方は今どなたがされているのでしょうか。よかったら聞かせてください。

(●●委員)

私はこの回に参加させてもらって、意見や活動について話し合いさせてもらっています。市の職員もおられるのでスムーズにいく部分もあります。異動によって話が進まなくなるのは良くないと思います。そういう意味

では地域担当職員は良いのかなと思います。ただ、業務出来ている人とボランティアの人がいるのはどうかなのかなと思います。参加者の方には高齢の方もいますし、女性の方もいます。女性の方は夜の会は参加できないので、集落支援員さんが改善を図ってくれると思います。よくワークショップ形式で会議を進めていて、結構活発に意見交換できていると思います。

(委員等)

集落支援員の存在も大きいのだと思います。それとそういう存在が各地区にいと地域住民が相談しやすい環境になろうかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

集落支援員を引き受ける際に悩んだことがあります。事業をやりだしたら、地元出身の私が住民から恨まれたりしないだろうかと思いました。職員の熱意などにより引き受けようと思いました。翠地区は課題の多いところですが、話し合いによりなんとか形づいてきたところです。

(委員長)

支援員のような方が各地区にいといいなと思います。仕組みとしての議論は別に必要だと思います。

他の点ですが、まちづくり郡中のような民間の団体が住民自治活動できるかもしれません、いかがでしょうか。

(事務局)

まちづくり郡中は株式会社ですので、合わない部分もあろうかと思います。ただ組織の成り立ちからして、そういった住民自治組織として活動できる余地はあろうかと思います。

(いいんちょう)

ありがとうございます。西予市にも地域づくりグループがあります。組織ではなく、主要なメンバーとして関わるようなこともあります。彼らも株式会社ですので、関わり方はいろいろあります。武内さん、いかがですか。

(●●委員)

将来柔軟に考えることはできるでしょうが、趣旨が違いますので、壁はあろうかと思います。

(委員長)

いろいろな信条の方が町家に集って活動していけるようになるといいなと思います。また、●●委員のような私設図書館でも集まる場所になりえます。

(●●委員)

ミュゼ灘屋の管理を目的としていますので、無償利用はできません。利用は文化や歴史の活動を対象としています。有償ですが比較的安い料金です。

(委員長)

住民自治組織になるとヒト交付金や加算交付金が支給されますし、住民自治組織の柔軟生をもっと考えるのも良いのかなと思いました。

(●●委員)

もちろん営利活動に交付金を出すことは望ましくありません。地域課題の解決とか地域づくりは条例の理念だと思います。財源は伊予市の財源ですが、住民自治組織を作るための支援、組織化しないともられない形になっているのはどうでしょうか。

(委員長)

公益的な活動をどこまで認めていくかというのと、地域とか教育の境目を見つけて、新しい取り組みを探していく際にその点も考えたいですね。変革とかイノベーションをもたらすような組織の在り方を模索したいです。亀井さん、いかがですか。

(●●委員)

人口減少が続いている地域ですが、地域全員が所属しているものが公民館と振興会、教育後援会です。同じようなメンバーが3回出てこないといけない状況のため、整理をしたい思いもあります。住民自治組織を作ってほしいというのは、私の個人的な見解ですが、行政からの押し付けを感じてしまう部分もどうしてもあります。

今困っていることとしては、住民自治されだにの事務局員です。今は市職員のOBや現職がしてくれていますが、ずっとしてもらえるのは負担かなと思いますので、地域担当職員が配属されるとありがたいのかなと思います。

また、1世帯3000円もらって賄っていますが、活動費が足りませんが他の補助金を使ってなんとか活動できています。費用的な負担も解消しないと組織新設も難しいし、今あるところも継続が難しいと思います。

(委員長)

金銭的な支援も大事だと思います。

西予市では基礎型交付金と手挙げ型交付金を制度化しています。手挙げ型は地域のアイデアを申請してもらって審査します。上限は200万円です。200万円を超えると自己負担が発生。200万円以内ですと10/10補助です。公民館活動とは違って、オーリーブなど地域資源を使ったビジネスも対象にしています。設けるためのビジネス、儲けたお金を地域に使うという形もありだと思います。

ほか、ありませんか。なければ次の議題に移ります。事務局お願いします。

(事務局)

では、今後の予定について、使用8ページをご覧ください。

まず先ほど触れましたが、市職員向けのワーキンググループや研修会を開催したいと思います。そして、こ

ちらにつきましては委員の皆様にもご案内したいと思います。市職員には人財アクションプランを今年度から作成しまして地域と市職員との関係構築も盛り込まれています。地域の皆さんと住民自治や参画協働について学びあえる機会を作りたいと思います。

また、委員長の事例にもあった西予市など、住民自治活動を積極的にしているような自治体への視察も考えています。

そして、ご指摘もありました当会の開催について、令和7年度中に第2回目の開催を予定しています。

(委員長)

ありがとうございます。このような形ですすめるようです。これについて委員の皆さんからご意見ありますか。

(●●委員)

前回の会の開催時期が遅かったため、早めに開催して貰えるようお願いします。

(事務局)

かしこまりました。

(委員長)

職員向け研修などのほかに出前型の講話も良いと思いますし、先進地視察の際に関心のある市民の方も来てくれると思います。

(●●委員)

地域担当職員のことも検討していくため先進地の自治体を視察してどのように進めているのか見ることは大事だと思います。アクションプランの件もありましたが、人材育成の中でののか、住民自治組織の課題を見つけるのかもそうですが、管理職でないと捌けないので、そういった観点で視察してもらいたいです。

(委員長)

西予市では地域作り活動センターには常勤の係長級の職員を置いています。西条市は積極的に市の職員が見守り的な立ち位置で絡んでいます。

続いて、がんばる地域コミュニティ応援事業費について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

令和4年度から実施している「伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金」についてご紹介します。この補助金制度は、市内で自発的に地域の課題解決に取り組む団体や、新たな地域の価値づくりに取り組む市民の活動を応援するための制度です。まちづくり団体が行う活動の一部に対し、最大10万円まで市が補助を行います。今年度は、この制度をより多くの若い世代に活用してもらえよう、新たな取り組みとして、学生が主体となる活動の場合には補助率を引き上げる制度を始めました。これは、活動を始める際にネ

ックとなる「財源確保」の負担を軽減し、若者世代の活動を応援することで、将来的にまちづくりに関わる人材を育てていこうという狙いがあり、補助率を上げております。

4年目を迎えた今年度は、7件の申請があり、審査の結果6件が採択となりました。例えば、竹を活用したものづくりや自然の中での体験活動をして子どもの居場所づくりに取り組む団体や、高校生による多文化交流イベントからの防災へ展開する取組みなどバラエティ豊かな活動が展開されています。

また、今年度はチラシにも記載のとおり、2回目の募集も始まっております。こちらについては、審査会を8月に実施、9月以降に実施する事業が補助の対象になる予定です。地域で活動している団体や、市民の方でご興味のある方がいらっしゃいましたら、ぜひこの補助制度をご紹介いただけると嬉しいです。地域の皆さんのチャレンジを、応援していますので、よろしくお願い致します。

(委員長)

こういった事業を繰り返して実施されているということで地域課題解決に取り組んでいる団体に幅広く活用してもらえるとありがたいです。

質問が無いようですので、最後の双海地域の翠地区での活動状況について事務局から説明を求めます。

(事務局)

翠地区での活動は3年目を迎えています。参加されている皆さんのご意見を尊重しながら勧めています。今年度は昨年実施した上灘川のヨシ清掃を行います。今年は防災学習を各集落に出向いてやろうということも考えています。2つのグループが情報交換をしながら進めています。ヨシの撤去が11/30に、寒い時期ですが作業はしやすい時期です。防災学習グループは7/11にグループ会議を予定しております。案内をする方々は40人ですが全員はなかなか来ません。

今年度、新しい取組を何かしませんかと参加者に投げかけましたら、翠小学校の大掃除をしましょうという案が出ました。学校と協議して、翠小学校のPTA清掃に、参加できる人でやろうということになりました。課題は女性の参加を促すための方法を考える必要があります。昼間に女性だけの会議もしたいですし、男性とはちがう課題解決の視点もあるのかと思います。

(●●委員)

防災学習はどのようなものでしょうか。各集落を回るのでしょうか。

(事務局)

昨年度は翠小学校で実施しましたが、なかなか地域住民の参加が少なかったので、今年度は出向く形で実施します。モデル地区として2か所選定して、試行錯誤しながらやってみる予定です。

内容としては避難する時の避難カードや防災食の試食、危険個所の把握などです。

(委員長)

ありがとうございました。よその地域にも情報が発信されていくとよその地域の刺激にもなっていると思います。翠地区の活動もがんばる地域コミュニティ応援事業で応援させてもらえるとよりいいなとも思いました。

本日予定していた議事は以上になります。

円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様、ご協議いただきありがとうございました。

それでは、次第の7のその他に移ります。

今回は事務局からの説明事項はございません。何かこの場で全体に向けてご発言を希望される方がおられましたら挙手をお願いします。

(●●委員)

次回の委員会はいつごろを予定しているか。

(事務局)

下半期を予定しています。

(事務局)

改めまして、本日は、お集まりいただきありがとうございました。

以上を持ちまして、「令和7年度 第1回 伊予市参画協働推進委員会」を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。

(全員)

ありがとうございました。